

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開催させていただきます。

本日は全員の委員が出席でございます。

まず初めに、請願・陳情議案の審査についてを議題とさせていただきます。陳情第16号、いじめ対応についての説明に関することについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、前回判断保留の会派に判断できる状況にあるかを確認させていただきます。

公明党。

○高花委員 判断できます。

○もんま委員長 全会派が判断できるということでしたので、陳情第16号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 自民党・市民会議といたしまして、いじめ対応についての説明に関することについての陳情について、賛成の立場で意見を申し述べます。

いじめ対応についての保護者説明会についてですが、5月13日金曜日に開催された令和4年度第1回総合教育会議は公開にて実施されました。また、その会議において、教育長が第三者委員会の最終報告がまとまった段階で、調査結果の概要や再発防止等について説明する機会を設けると明言しており、今後、説明会を確実に実施していく状況にあると考えております。しかしながら、現状で、御遺族と第三者委員会の意見が不一致するなどの課題があることから、実施の時期及び手続については検討するべきであると考えます。我々自民党・市民会議といたしましても、引き続き、理事者側に働きかけてまいります。

○もんま委員長 次に、民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 陳情第16号について結論から申し上げます。民主・市民連合といたしましては、会派で議論を重ねた結果、願意妥当と判断いたします。

理由としましては、まず、総合教育会議は原則公開型で行われるものであること。次に、陳情に記載のある保護者説明会については、総合教育会議の中で取り扱われるべき課題か否かの判断は難しくもありませんが、必要に応じて開催の検討をする旨の議論が過去になされております。これらの理由により、会派としては願意妥当と判断いたしました。

○もんま委員長 続いて、公明党。

○高花委員 陳情第16号について、公明党として、願意妥当と判断いたしました。

以下、その理由を簡潔に述べさせていただきます。

総合教育会議は個人情報を取り扱う場合を除き、基本公開となっております。3月27日の中間報告が出された段階で、保護者説明会を開催してもよかったのではないかという意見も会派ではありました。よって、陳情者の意向にあるように、当該中学校による保護者説明会の開催について、公開の会議で協議することについて同意できると考え、採択すべきと判断いたしました。

○もんま委員長 続いて、日本共産党。

○石川委員 陳情第16号、いじめ対応についての説明に関することについて、日本共産党は、願意妥当と判断します。

総合教育会議においては、個人情報保護の観点から、個人名、学校名などが公の場にさらされるという危険性を回避するために、秘密を保持することが必要となる場合もありますが、基本的には、会議を公開すべきであると考えます。

よって、陳情第16号については、採択すべきと判断します。

○もんま委員長 それでは、採択すべきものとするので、全会一致となったことから、陳情第16号につきましては、採択すべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○もんま委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第16号につきましては、採択すべきものと決定いたしました。本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「よし」の声あり)

○もんま委員長 それでは、そのように扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に移りまして、令和4年第2回定例会提出議案についてを議題とさせていただきます。議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第8号ないし議案第16号、議案第19号ないし議案第22号及び報告第1号ないし報告第7号の以上24件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷地域振興部長 初めに、議案第1号及び議案第2号の令和4年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

まず、旭川市一般会計補正予算(第2号)と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給費で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億6千733万4千円を追加しようとするものでございます。

次に、旭川市一般会計補正予算(第3号)と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、職員福利厚生費など53事業で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ44億2千384万4千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に係りましては、補正予算書7ページから12ページの事項別明細書歳出にお示しいたしております事業のうち、7ページ、2款総務費に、職員福利厚生費で44万円、高等教育機関設置準備費で17万8千円、中心市街地花まちづくり推進費で100万円、公共交通事業者等緊急支援金で5千980万円、移住促進費で435万2千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

歳入につきましては、ページを戻っていただき、4ページから6ページの事項別明細書歳入にお示しいたしておりますもののうち、4ページ、17款国庫支出金のうち総務費国庫補助金で、21億3千2万9千円、5ページ、21款繰入金で3億3千135万2千円、6ページ、22款繰越金で4千902万6千円、24款市債で3千250万円をそれぞれ追加しようとするものでございま

す。また、3ページの第2表地方債補正では、学校教育施設等整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号から報告第6号までの、令和3年度各会計予算の繰越しの報告につきまして御説明申し上げます。

議案書の後半のほうにあります報告第1号を御覧ください。報告第1号、令和3年度旭川市一般会計予算の継続費繰越しの報告についてでございますが、別紙、継続費繰越計算書のとおり、庁舎整備推進費につきまして、令和3年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第2号、令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、住民基本台帳ネットワークシステム管理費など24事業につきまして、令和3年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第3号、令和3年度旭川市一般会計予算の事故繰越しの報告についてでございますが、別紙、事故繰越し繰越計算書のとおり、ブロードバンド整備費につきまして、補助事業が完了せず、年度内に補助金の執行ができなかったため、令和3年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第4号、令和3年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、浄水施設工事など2事業につきまして、令和3年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第5号、令和3年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など3事業につきまして、令和3年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第6号、令和3年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、構内電話交換機設備更新工事など2事業につきまして、令和3年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

繰越しの報告は以上でございます。

最後に、報告第7号の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本市の感染状況が拡大し、4月には、1日の感染者数が過去最多となるなど、感染状況がさらに拡大している状況でありましたことから、自宅療養セットなど新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の不足が見込まれ、現在の対策を維持するために、緊急施行を要すると判断し、4月27日に、令和4年度旭川市一般会計補正予算を専決処分いたしました。

その内容といたしましては、ページをめくっていただき、事項別明細書歳出の4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策費で2億5千721万6千円、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費で5億6千510万8千円の合計8億2千232万4千円を追加し、この財源につきましては、事項別明細書歳入の17款国庫支出金で1億3千530万円、18款道支出金で5億6千608万1千円、21款繰入金で1億2千94万3千円をそれぞれ追加したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤総合政策部大学公立化担当部長 公立大学法人旭川市立大学の設置に関連する議案第4号、第5号及び第8号から第10号について御説明申し上げます。

最初に、議案第4号、公立大学法人旭川市立大学に係る重要な財産を定める条例の制定について御説明申し上げます。本条例は地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人旭川市立大学が財産の処分等をしようとするときに、市長の認可を受けるべき重要な財産を定めようとするもので、公立大学法人の成立の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号、旭川市公立大学法人評価委員会条例の制定について御説明申し上げます。本条例は地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、公立大学法人旭川市立大学の業務の評価などを行う評価委員会を設置しようとするもので、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第8号、負担付きの寄附を受けることについて御説明申し上げます。この議案は学校法人旭川大学から公立大学法人旭川市立大学の財産的基礎とすべき大学及び短期大学部に係る土地及び建物について、旭川市が公立大学法人旭川市立大学に出資することという条件が付された寄附の申出があり、地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき、この負担付きの寄附を受けようとするものでございます。

続きまして、議案第9号、財産の出資について御説明申し上げます。この議案は先ほど御説明した公立大学法人旭川市立大学の財産的基礎となる負担付きの寄附に係る土地及び建物について、地方独立行政法人法第6条第3項の規定に基づき、旭川市から公立大学法人旭川市立大学に出資しようとするものでございます。

なお、負担付きの寄附を受けること及び財産の出資につきましては、いずれも公立大学法人の成立の日付での寄附受納及び出資を予定しております。

続きまして、議案第10号、公立大学法人旭川市立大学定款を定めることについて御説明申し上げます。この定款は地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、公立大学法人旭川市立大学を設立するに当たり、法人の名称や役員、組織体制など、大学の設置及び管理に必要な事項を定めようとするもので、公立大学法人の成立の日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○川邊総務部総務監 議案第11号から議案第16号までの財産の取得につきまして御説明申し上げます。議案第11号は除排雪に充てるため、除雪グレーダ1台を4千213万円で、日本キャタピラー合同会社旭川営業所から買収しようとするものでございます。

次に、議案第12号は除雪に充てるため、除雪トラック1台を4千336万2千円で、北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第13号は消火活動に充てるため、消防ポンプ自動車（CD-II型）1台を3千520万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

次に、議案第14号は救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車1台を2千117万9千400円で、旭川日産自動車株式会社から買収しようとするものでございます。

次に、議案第15号は車両整備に充てるため、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール取替キット一式を3千113万円で、北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするもの

でございます。

次に、議案第16号は独り暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器200組を2千86万7千円で、緊急通報システム事業協同組合から買収しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○田村総務部庁舎建設担当部長 議案第19号、契約の締結につきまして御説明申し上げます。業務名、新庁舎旭川家具製造業務につきましては、新庁舎で新たに使用いたします旭川家具のデザインの検討及び製造並びに既存の旭川家具の修繕を行う業務であり、契約金額1億7千579万8千700円で、旭川家具工業協同組合と契約を締結しようとするものであります。契約の方法は随意契約であります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○野崎総務部長 提出議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、議案第20号、損害賠償の額を定めることにつきましては、本年4月4日、市内江丹別町芳野におきまして、庁用の小型乗用車が、街路灯に接触して車両を破損し、損害を与えたもので、当該車両のリース会社に対して、損害賠償の額を175万円と定めようとするものであります。

次に、議案第21号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきましては、株式会社旭川振興公社の取締役の辞任及び本市職員の人事異動に伴いまして、同公社取締役3名及び監査役1名を選任するために、株主総会において議決権を行使することから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○片岡総務部デザイン行政改革担当部長 議案第22号、事務の委託に関する協議につきまして御説明申し上げます。事務の委託に関する協議につきましては、行政不服審査法及び地方自治法の規定に基づきまして、当麻町、比布町、愛別町及び上川町の4町で構成する一部事務組合である上川中部福祉事務組合と本市との間において規約を定め、行政不服審査会の手続きの委託を受けようとするものであります。なお、規約の施行日につきましては、令和4年7月1日としております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日のところは、説明を受けたというところにとどめさせていただきたいと思います。

その他、委員の皆様から御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午前10時22分